

飯塚悟史選手 後援会会則

2017年12月27日

総 則

(名称)

第1条 この会は、飯塚悟史選手後援会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、飯塚悟史選手のプロ野球活動を応援し、また会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 飯塚悟史選手の応援
- (2) 会員証の発行及び会報の発行などの広報活動
- (3) 飯塚悟史選手出席による交流会・少年野球教室などの開催
- (4) 飯塚悟史選手の出場する試合等のツアーまたはパブリック・ビューイング等の企画・案内
- (5) その他、本会の目的達成に必要な活動の実施

会 員

(会員の資格)

第4条 本会会則の主旨に賛同したもので、入会を希望するものは、本会の会員となることができる。ただし、高校・大学野球連盟に登録している学生は入会できない。

2 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団及び関係者、その他の反社会勢力に

属する者は入会できない。

(区分)

第5条 本会の会員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 企業会員 … 個人経営、法人とも（代表者1名）
- (2) 一般会員 … 高校生以上
- (3) ジュニア会員 … 4歳以上中学生以下、保護者が会員であること

(手続き)

第6条 本会への入会手続きは、次のとおりとする。

- (1) 入会申込書に必要事項を記入の上、事務局へ郵送かファックス、又はホームページの入会申し込みフォームから送信する。
- (2) 申込書の提出又は入会申し込みメールの受信の後、入会登録料の納入が確認され次第、会員証を発行する。
- (3) 会員自身から退会届の提出があった場合を除き、年一回書類の郵送をもって継続の意思確認を行い、更新手続きを行う。

(入会登録料)

第7条 本会の会員は、次の入会登録料を入会時に納入する。

- (1) 企業会員 … 10,000円（一口）／1年
- (2) 一般会員 … 3,000円／1年
- (3) ジュニア会員 … 1,000円／1年

ただし、入会登録料とは別に、本会が行う事業に参加する場合、参加負担金が発生する場合がある。

(心得)

第8条 会員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 飯塚悟史選手のファン獲得に努力すること
- (2) 秩序ある応援を心がけ、所属する球団並びに飯塚悟史選手及び家族に過度の負担となるような行為を慎むこと
- (3) 本会が行う活動に積極的に参加すること

(会員証)

第9条 本会の会員には、会員証を発行する。

- (1) 会員証は会員本人のみ利用することができる。
- (2) 会員証を他人に譲渡、または、貸与してはならない。
- (3) 会員証を紛失した場合は、所定の手続手数料（500円）を負担し、再発行することができる。
- (4) 会員証は1年間有効とし、次年以降は更新手続きを行い、新しいものを発行する。

(退会)

第10条 本会を退会する場合は、事務局に届出をすることとする。ただし、既に納入している入会登録料は返却しない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の対面を傷つけ、または、目的に反する行為があったとき
- (2) 飯塚悟史選手及びその家族に対し、悪意のある行為や不適切である行為が確認されたとき
- (3) 本会の会員に対して、悪意のある行為や不適切である行為が確認されたとき
- (4) 暴力団等の反社会勢力に属している又は関係していると認められたとき
- (5) その他、会員として適当でないと認められたとき

役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 事務局・会計 | 若干名 |
| (5) 監査 | 2名 |
| (6) 顧問 | 若干名 |
| (7) 相談役 | 若干名 (親族代表を含む) |

(選出)

第13条 役員は、理事会において選出する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選により選出する。
- 3 顧問及び相談役は、会長が指名し委嘱する。

(任務)

第14条 本会の役員は、次の任務を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の運営に参加し、これを推進する。
- (4) 事務局は、本会の活動の目的達成のために必要なすべての事業の運営に当たる。また、本会に関わる会計業務を行う。
- (5) 監査は、本会の会計及び業務執行状況を監査する。

(任期)

第15条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員を生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

会 議

(理事会)

第 16 条 理事会は、理事、事務局をもって構成し、会務の執行に必要な全ての事項を審議し決定する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(総会)

第 17 条 本会は、役員をもって総会とし、年 1 回会長が招集して開催する。

- (1) 総会は、役員の過半数の出席がないと開くことができない。
- (2) 総会の議事は、出席した役員の 3 分の 2 以上をもって決することとする。

2 会長が必要と認めたときは、臨時総会を招集し、開催することができる。

(総会の決議事項)

第 18 条 総会では、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支計画
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の交代
- (4) 会則の改正
- (5) その他、会長が特に必要と認める事項

(会計)

第 19 条 本会の運営資金は、入会登録料、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わることとする。ただし、設立の初年度のみ設立の日が始まるものとし、翌年 12 月 31 日をもって終了とする。

事務局

(事務局)

第 20 条 本会の事務を処理するため、事務局を以下に置く。

〒942-0004 新潟県上越市西本町 4 丁目 14 番 1 号

アクセルデザイン内

電話・ファックス：025-544-5228

URL：http://satoshi-iizuka.com/

E-mail：info@satoshi-iizuka.com

2 事務局の職員は、会長が任命する。

(附則)

この会則は、本会設立の日から施行する。

平成 29 年 12 月 10 日

平成 29 年 12 月 27 日 改正